

## G X（グリーントランスフォーメーション）推進による 自立分散型社会の実現に向けた連携協定書

群馬県（以下「甲」という。）並びにKDDI株式会社（以下「乙」という。）及びauリニューアブルエナジー株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲並びに乙及び丙が連携することにより、再生可能エネルギーの導入促進、地域における自立分散型電源の普及促進等の取組を効果的かつ継続的に推進することで、G X（グリーントランスフォーメーション）推進による自立分散型社会の実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲並びに乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、次の各号に関する具体的な内容については、別途協議の上、決定するものとする。

- （1）再生可能エネルギーの導入促進に関すること
  - （2）地域における自立分散型電源の普及促進に関すること
  - （3）G X領域でのイノベーション推進や地域振興に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組内容、実施方法、役割分担及び費用負担その他の条件については、甲並びに乙及び丙の書面による合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲並びに乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙又は丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙又は丙の関係会社の実施させることができるものとする。

### （連絡調整）

第3条 甲並びに乙及び丙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙若しくは丙のいずれかから何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙若しくは丙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって自己以外の当事者に通知することで、自己以外の当事者への何らの賠償等を要することなく本協定を解約することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲並びに乙及び丙（以下この項において「被開示者」という。）は、本協定に基づく事業の実施において知り得た自己以外の当事者（以下この項において「開示者」という。）の情報については、本協定の有効期間及び有効期間の終了を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示者と被開示者の協議の上、双方の合意があれば第三者への開示を可能とする。また、乙又は丙は、第2条第4項に基づき取組に参画することとなった乙又は丙の関係会社に対し、甲の事前の承諾なく、甲の情報を開示できるものとする。

2 甲並びに乙及び丙は、本協定において知り得た情報を、本協定の目的外に利用してはならない。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲並びに乙及び丙が別途協議し、決定するものとする。

2 甲又は乙若しくは丙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面での合意により必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月29日

甲 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県知事 山本 一太

乙 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号

KDDI株式会社  
代表取締役社長 高橋 誠

丙 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号

auリニューアブルエナジー株式会社  
代表取締役社長 鈴木 吾朗